

令和6年度佐賀県親林交流指導員 募集要領

1 趣旨

公益財団法人さが緑の基金（以下「基金」という。）は、県民協働による森林・緑づくり活動を推進するため、県内で開催される森林づくり活動及び森林環境教育、地域緑化等において、森林・林業や緑化に関する知識の普及啓発及び技術や技能を実践指導できる「佐賀県親林交流指導員（以下「指導員」という。）」を募集します。

2 活動内容

指導員には、次の(1)に掲げる団体が行う次の(2)の活動に対し、講師として登録していただいた専門分野の指導を行っていただくこととしています。

なお、基金は講師派遣経費（謝金・旅費）をお支払いするとともに、森林づくり活動及び森林環境教育、地域緑化等の情報提供を行い、指導員の活動を助長します。

(1)派遣対象団体

県内の市町、保育園、幼稚園、小中高等学校、放課後児童クラブ、子ども会、緑の少年団、C S O団体（自治会、老・婦人会、ボランティア団体、N P O法人等の各種団体）及び民間企業

(2)派遣対象活動

3の専門分野に掲げる森林づくり活動や森林環境教育活動等で次の要件を満たす活動とします。なお、基金や自治体等の補助金・委託金を受けた活動についてもその主催者に対し講師として紹介します。

- ・参加者が概ね10名以上
- ・活動時間が概ね2時間以上

3 専門分野

指導員の専門分野は、次のとおりです。

(1) 森林づくり活動

- ア 植樹活動（樹種選定、植栽、下刈）
- イ 枝打ち
- ウ 切捨間伐
- エ 搬出間伐
- オ 竹林整備 等

(2) 森林環境教育

- ア 森林のしくみ等の解説
- イ 木工教室
- ウ きのこ栽培教室
- エ 炭焼き教室
- オ 野外ゲーム
- カ 自然素材工作教室（ネイチャークラフト）
- キ バードウォッチング（野鳥観察）
- ク 樹木・野草観察
- ケ 昆虫観察
- コ きのこ・山菜採り
- サ キャンピング 等

4 要件

指導員の要件は、次の各号のすべてを満たすこととします。なお、指導員は、職業としての資格ではありません。

- (1)年齢が満18歳以上の者
- (2)佐賀県内で指導員として活動ができる者
- (3)3に掲げる各号の専門分野のうち、1つ以上の専門知識等を有する者

5 適性審査

適性審査委員会の委員全てが活動経歴等により適当と認めた者としてします。

ただし、委員のいずれかが、適性を確認する必要があると判断した時は、面接を行って判断するものとします。

なお、以下の者は上記の適性審査を免除します。

- ①森林・林業に関する国家資格（技術士、林業普及指導員等）又は国家資格相当の資格（森林インストラクター、樹木医等）を有する者であって、指導員として活動する意思がある者。
- ②県が開催する（委託を含む。）指導者育成講習会の受講修了者等であって、かつ基金が適当と認めた者。
- ③過去に指導員の認定を受けており、その認定期間を令和6年5月31日までに満了する者であって、その後も指導員として活動する意思がある者。

6 認定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5か年）とします。

7 応募方法等

(1)提出書類

佐賀県親林交流指導員認定・更新申請書（別紙1）

(2)募集期間

令和6年2月5日（月曜日）から令和6年2月22日（木曜日）まで（必着）

(3)応募方法

- ①佐賀県親林交流指導員認定・更新申請書に必要事項を記載し、郵便又は持参又はメール（下記提出先参照）により、基金に提出してください。
なお、適性審査が免除される者に該当する場合は、申請書提出時に証明写真1枚（3.0 cm×2.5 cm、カラー、裏面に氏名を御記入のこと）を提出してください。
また、提出いただいた書類はお返ししません。
- ②応募用紙は、基金にて配布しています。また、基金のホームページからもダウンロードできます。

8 提出先・問合せ先

公益財団法人さが緑の基金

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59 佐賀県森林整備課内

TEL : 0952-20-2124 FAX : 0952-25-7312

E-mail : midori-jimukyoku001@beach.ocn.ne.jp

URL : <https://www.sagamidorinokikin.com/>

【参考】 「佐賀県親林交流指導員」の応募資格及び制度のあらまし

下記いずれかに該当する者が対象となります。

